令和６年４月八戸市教育委員会定例会

提　　出　　議　　案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第24号　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第25号　八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
議案第26号　八戸市社会教育委員の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
議案第27号　八戸市文化財審議委員の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議案第28号　天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員の委嘱について ・・ 13
議案第29号　八戸市文化財の指定解除について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

議案第24号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和６年４月26日　提出

八戸市教育委員会
教育長　　齋　藤　　信　哉

理　由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

議案第　号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年　月　日　提出

八戸市長　　熊　　谷　　雄　　一

理　由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第２項第１号中「172,550円」を「177,950円」に改め、同項第２号中「77,890円」を「81,290円」に改め、同項第３号中「86,280円」を「88,980円」に改め、同項第４号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

別表中「

6,340円	8,085円	9,640円	10,810円	11,645円	12,388円
5,340円	6,310円	6,925円	8,028円	8,908円	9,370円

」を

「

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の２第２項の規定は、令和６年４月１日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　新条例別表の規定は、令和５年４月１日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

4　令和６年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条の２第２項の規定に基づいて支給された介護補償は、新

条例の規定による介護補償の内払とみなす。

5　令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（介護補償） **第７条の２**　（略） ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円） （２）　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下である場合に限る。）　81,290円 （３）　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が88,980円を超えるときは、88,980円） （４）　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）　40,600円	（介護補償） **第７条の２**　（略） ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が172,550円を超えるときは、172,550円） （２）　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下である場合に限る。）　77,890円 （３）　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が86,280円を超えるときは、86,280円） （４）　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下であるときに限る。）　38,900円

改正後

別表（第２条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

改正前

別表（第２条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340円	8,085円	9,640円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340円	6,310円	6,925円	8,028円	8,908円	9,370円

議案第25号

八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

八戸市いじめ問題専門委員会委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年4月26日　提出

八戸市教育委員会

教育長　　齋　藤　　信　哉

理　由

委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏　名	所属（推薦依頼先）・職名
石原良明（いしはら よしあき）	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科・准教授

任期は、令和6年5月1日から令和6年10月31日までとする。

議案第26号

八戸市社会教育委員の委嘱について

八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和６年４月26日　提出

八戸市教育委員会

教育長　　齋　藤　　信　哉

理　由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏　　名	所 属 等
田村（たむら）　元（はじめ）	八戸市私立幼稚園協会　理事
川村（かわむら）　洋（ひろし）	八戸市小学校長会　副会長
伊崎（いさき）　己治（こじ）	八戸市中学校長会　会長
富岡（とみおか）　朋尚（ともなお）	八戸市連合父母と教師の会　会長
滝尻（たきじり）　善友（よしとも）	一般社団法人八戸青年会議所　理事長
山本（やまもと）　忠（ただし）	八戸海洋少年団　指導員
新井谷（にいや）　昌江（まさえ）	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット　事務局長
松本（まつもと）　亜矢子（あやこ）	八戸おはなしの会紙風船　書記
根城（ねじょう）　隆幸（たかゆき）	八戸学院大学 地域経営学部地域経営学科　教授
川守田（かわもりた）　礼子（れいこ）	八戸工業大学 感性デザイン学部感性デザイン学科 教授
鈴木（すずき）　康弘（やすひろ）	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科　講師
楳内（うめない）　有希子（ゆきこ）	公募
上斗米（かみとまい）　正子（まさこ）	公募

任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。

議案第27号

八戸市文化財審議委員の委嘱について

八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年４月26日　提出

八戸市教育委員会

教育長　　齋　藤　　信　哉

理　由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためものである。

氏　　名	専　門　分　野
高橋　晃（たかはし　あきら）	植　　物
斎藤　政人（さいとう　まさと）	建　　築
熊谷　隆次（くまがい　りゅうじ）	近　　世
滝尻　善英（たきじり　よしひで）	民　　俗
工藤　竹久（くどう　たけひさ）	考　　古
山田　泰子（やまだ　やすこ）	美術工芸

任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までとする。

議案第28号

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員の委嘱について

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年４月26日　提出

八戸市教育委員会

教育長　　齋　藤　　信　哉

理　由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議設置に伴い、委員を委嘱するためものである。

氏　　名	所　属　等
幸丸　政明（こうまる　まさあき）	岩手県立大学　名誉教授
高橋　晃（たかはし　あきら）	八戸市文化財審議委員
成田　章（なりた　あきら）	青森県立八戸聾学校　教頭
富田　直樹（とみた　なおき）	公益財団法人山階鳥類研究所研究員
進藤　順治（しんどう　じゅんじ）	北里大学獣医学部　教授
鮎川　恵理（あゆかわ　えり）	八戸工業大学工学部 教授
高村　博現（たかむら　ひろし）	一般財団法人 VISIT はちのへ事務局 次長兼誘客推進課長
野澤　俊雄（のざわ　としお）	蕪嶋神社　宮司
佐々木　眞悦（ささき　しんえつ）	鮫町連合町内会長
関野　稔（せきの　みのる）	八戸鮫浦漁業協同組合長
杉本　健一（すぎもと　けんいち）	鮫観光協会長

任期は、令和６年５月１日から保存活用計画策定までとする。

議案第29号

八戸市文化財の指定解除について

八戸市文化財審議委員に別紙の八戸市文化財の指定解除について諮問する。

令和6年4月26日　提出

八戸市教育委員会

教育長　齋　藤　信　哉

理由

小田八幡宮仁王門が青森県文化財保護条例第4条の規定により令和6年4月8日に青森県文化財（県重宝）に指定されたことに伴い、八戸市文化財保護条例第11条に基づき、上記の八戸市文化財の指定解除について諮問するものである。

名称及び員数　　小田八幡宮仁王門　1棟

所　　在　　地　　八戸市小田1丁目2－1

指定年月日　　昭和48年1月24日

所　　有　　者　　宗教法人八幡宮　宮司　河村 光穂